ASAHI NEWS

平成30年8月10日
第101号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ ８月の主な予定 ■■■

税務・会計

8月31日：個人事業者の消費税の中間申告期限（平成30年分）

※個人事業税の納期限（第1期分）

個人住民税の納期限（第2期分）

※個人事業税と個人住民税の納期限は各都道府県の条例で定められております。
お住まいの都道府県にご確認ください。

経営・経済

8月03日：米貿易収支（米:商務省）

8月10日：GDP速報値（内閣府）

8月16日：貿易統計（財務省）

8月24日：全国消費者物価指数（総務省）

8月31日：有効求人倍率（厚労省）

8月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報（経産省）

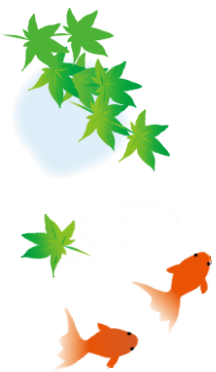

ASAHI NEWS
平成30年8月10日発行

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

相続関係民法が40年ぶりの改正！　その１

相続に関する改正民法が今年の7月6日に成立、同13日に公布されました。配偶者の保護や遺留分制度の見直し等、影響の大きい重要項目が盛り込まれています。シリーズで主要ポイント①～⑤を解説します。今回は①の解説です。

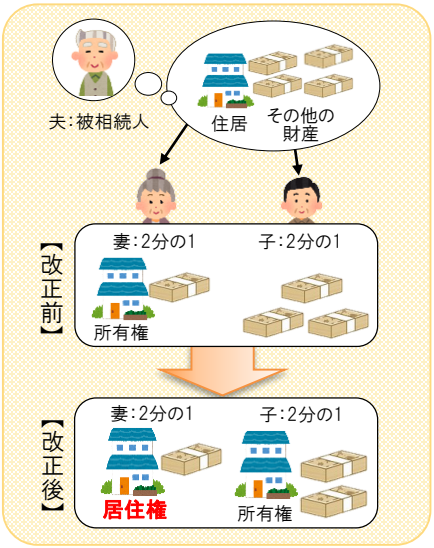

民法改正の主要ポイント

今回の民法改正の大きなポイントとしては、次の5つが挙げられます。

① 配偶者居住権の新設など配偶者の権利保護
② 故人の預金の仮払制度の新設
③ 自筆証書遺言の要件緩和と保管制度の新設
④ 遺留分の金銭債権化と算定方法の見直し
⑤ 相続人以外の者の貢献を特別の寄与として考慮する制度の新設

①配偶者の権利保護

イ. 配偶者居住権の新設

故人と同居していた配偶者が、相続によって住む場所を失うことがないように、居住権を保護する次の制度が新設されました。この配偶者居住権により、配偶者は居住建物の所有権が別の相続人や第三者に移ったとしても自宅に住み続けることが可能となります。

権利名	内容	発生要件	相続税法上の財産評価
配偶者 短期居住権	原則として遺産分割が完了するまで、故人と同居していた建物（以下「居住建物」）に無償で住める権利	故人が亡くなった時点から当然に発生	財産評価の対象外
配偶者 居住権	遺産分割や遺言等で配偶者が配偶者居住権を取得した場合等において、その居住建物に終身無償で住める権利	配偶者は居住建物の所有者に対し、配偶者居住権の登記を請求でき、登記により第三者に対する権利の主張が可能となる	財産評価の対象（売却できない分、所有権よりも価値は低くなる）

なお、両権利とも売却することはできず、配偶者の死亡等により消滅します。死亡等の場合、原状回復義務は配偶者の相続人が承継することになります。

ロ. 婚姻期間20年以上で居住建物を遺産分割対象から除外

今回の改正により、婚姻期間20年以上の夫婦間で、配偶者が居住建物を生前贈与により取得した場合又は遺言により取得した場合には、その居住建物は遺産分割の対象から除外（※）されることになりました。
これは、相続により配偶者が居住建物以外の相続財産（預貯金など）を多く取得し、老後の生活安定に繋げる趣旨で設けられた制度です。

（※）参考
故人から遺贈や生前贈与による特別受益を受けた相続人があった場合には、相続財産にその特別受益の金額を加えたうえで、それぞれの相続分の算定を行います（民法第903条）。これを「持戻し」といいます。
改正前の民法では、故人が持戻しをしなくても良い旨の意思表示をしていた場合には、この持戻しが免除されます（同条第3項）。これを「持戻しの免除の意思表示」といいます。
今回の改正により、「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住建物等の遺贈又は贈与については、持戻し免除の意思表示があったものと推定する」との内容が追加されました。

適用時期

イ　公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日
ロ　公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS
平成30年8月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

ＩＰＯとは

「IPO」をローマ字読みで「アイ ピー オー」と読みます。「Initial Public Offering」の頭文字で「最初に公開する売り物」という意味です。初めての上場がIPOということであり、再上場はIPOではありません。日本語では「株式公開」と訳され、具体的には企業が資金調達等のために、それまで創業者一族や一部の投資家のみが保有していた株式を証券取引所に上場することによって、不特定多数の投資家に自社の株式を公開することです。最近では、ジャスダックやマザーズといった新興市場において、IT関連企業を中心としたベンチャー企業の株式公開が急増しています。

ＩＰＯを行うと良いことがあるの？

IPOを行う際にもメリット・デメリットがあります。メリットとしては①会社は証券市場で機動的に多額の事業資金を調達することが可能になり、人・モノ・情報への投資を容易とし、事業展開や事業拡大の円滑化を図ることができます。
また、②上場によって企業の知名度や相対的な信用度のアップが図れ、優秀な人材の確保がしやすくなります。
デメリットとして公開後は、①株主の意見を受け入れ経営方針を変更せざるを得ないという可能性があったり、②他社に買収されるリスクが発生したり、また、③上場維持費がかかることがあります。
よって、IPOを行うかどうかは、得られるメリットと課せられるデメリットを比較検討することが必要となります。
最終的にどちらが良いかは、会社の経営陣の判断次第となります。

株式公開のメリット

- 多額の資金調達が可能
- 優秀な人材の確保が容易
- 上場企業として信用度がアップ
- 公開することにより知名度がアップ

株式公開のデメリット

- 株式の買占め、乗っ取り
- 株式公開コスト、上場維持コストの発生
- 決算内容の公開、監査コストの発生
- 迅速な経営、トップダウン式の経営阻害

株式上場は、我社にとってメリットの方が大きい。

株式上場は総合的な判断

株式上場は、我社にとってデメリットの方が大きい。

株式上場決定

株式上場見送

【最近の大型IPO】

上場日	会社名	業種	公開市場
2018/5/14	(株)メルカリ	情報・通信業	マザーズ
2018/4/27	ラクスル(株)	サービス業	マザーズ
2017/11/6	SGホールディングス(株)	陸運業	第一部
2016/6/10	LINE(株)	情報・通信業	ニューヨーク
2015/11/4	日本郵政(株)	郵便業等持株	第一部
2015/11/4	(株)かんぽ生命保険	保険業	第一部
2015/11/4	(株)ゆうちょ銀行	銀行業	第一部

【過去のIPO上場企業数】

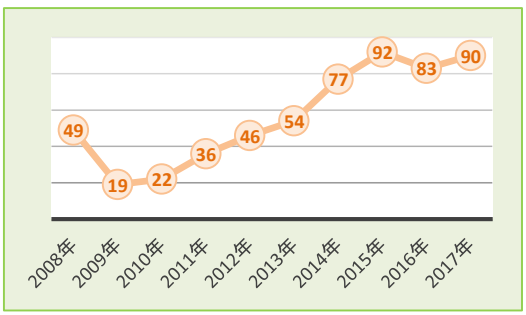

※ 図表のデータは、「日本取引所グループ」及び「庶民のIPO」のホームページを参照しています。

ＩＰＯで創業者は儲かるの？

一般的に、上場時に創業者は持ち株をそれほど多く売ることができません。通常は安定株主確保等を考慮した資本政策を基に売却の有無、売却の数などが決まります。上場時の時価総額が30億円と仮定した場合、仮に持ち株の10%が時価単価で売却できた場合は3億円から譲渡税等を控除した額が手元に入る可能性があります。儲かる、儲からないで言うと、株式を全て所有している場合には、会社を売却する方がお金持ちになれます。持ち株をすべて売却し、現金化できるわけですから、仮に持ち株の評価額を30億円としてその額で売却できれば、その30億円から譲渡税等を控除した額が手元に入る可能性があります。こちらも、どちらが良いかは、創業者の判断次第となります。